

環境インフォメーション

INFORMATION ON ENVIRONMENT

野焼きはやめましょ!

野焼きは禁止されています。ドラム缶や、ブロック囲い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。

例外的に認められる場合

ソコンは、料金はかかりません。



最近、市内の道路沿いにごみを大量に捨てられる事例が起っています。不法投棄は法律で禁止されています。絶対にしてはいけません。

不法投棄者には:

5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられます。

土地を管理する皆さんにはご注意ください

投棄者が不明の場合は、土地の所有者、管理者の責任となります。定期的に見回したり、柵、ロープ、看板を設置するなど、不法投棄を防止しましょう。

▼不法投棄の現場を見かけたら通報してください。



家電は適正に廃棄を

■パソコン3R推進協会
☎ 03(5282)7685

最小限にとどめ、風の向きや強さ、時間帯などに注意し、周囲に迷惑がかからないよう十分配慮してください。
・災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの
・風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの

・農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの
・日常生活でのたき火程度の軽微なもの

■環境保全課(内線143)

申込先 ☎ 8156-8686(住所不要)
環境保全課 FAX ☎ 040404
✉ kankyou@city.onura.lg.jp
■環境保全課(内線142)

ノーマドライブにご協力を

地球温暖化防止に取り組むため、「大村市ノーマイカー及びエコドライブ推進運動」を実施しています。

市では、この推進運動にご参加、ご登録いただける市内の事業所や団体を募集中しています。

おおむら

どうぶつライフ

vol.1

ペットは「家族」の一員として、癒しと喜びを与えてくれる存在です。
このコーナーでは、よくペットとして飼われている犬のことなどについて、お知らせします。



飼い犬は「登録」していますか?

飼い犬を市に登録することが、狂犬病予防法で義務付けられています。どこに何頭の犬がいるのかを把握しておくことで、万が一、狂犬病が発生した際に、迅速に対策を立てることができます。

犬の「鑑札」は何のために必要?

飼い犬を市に登録したときに交付される鑑札。その番号で飼い主がわかります。飼い犬が迷子になったとき、鑑札が付いていれば、いち早く飼い主に戻すことができます。必ず首輪に装着しましょう。鑑札を失くした場合は再発行しています。



■環境保全課(内線144)

ご家庭で不要になつたパソコンは、メーカーが回収しリサイクルします。各メーカーの受付窓口へご連絡ください。
※「PCリサイクルマーク」がついたパ

廃パソコンはリサイクル

ご家庭で不要になつたパソコンは、メーカーが回収しリサイクルします。各メーカーの受付窓口へご連絡ください。

※「PCリサイクルマーク」がついたパ

■環境保全課(内線143)